



◆国民年金保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合、ご本人からの申請によって、保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット1

例えば、全額免除になった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。

メリット2

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金の受け取りを確保できます。

●申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、役場住民課窓口もしくは旭川の年金事務所へ提出してください。

さい。

申請が遅れても最大2年1ヶ月前までの免除申請をすることができます。ただし、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例「退職（失業）された方の所得をゼロとして審査」が受けられない場合があります。申請書は速やかに提出してください。

●申請に必要なもの

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続先の窓口、日本年金機構ホームページにあります）

②年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類

③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票等のコピーなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

◆マイナポータルから国民年金の手続きができます！

申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができます。紙の申請書よりも簡単に作

成することができます。

●対象手続

①国民年金被保険者の資格取得（種別変更）↳退職後の厚生年金からの変更など

②国民年金保険料免除・納付猶予の申請

③国民年金保険料学生納付特例申請

【メリット】

・いつでも

24時間365日申請ができます。

・どこでも

自宅や職場など様々な場所でスマートフォンを使って申請できます。

・時間とコスト削減

届出の際の移動時間や待ち時間がなく、郵送コスト等の削減が期待できます。

●マイナポータルの手続及び申請方法はこちら

<https://myrna.go.jp>

※手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

◆年金相談・手続の際は、ぜひ「予約」を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続について、事前予約が可能です。

待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

②お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-054890」または旭川の年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話0165-2619026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166-7215002

